

---公開・非公開	<input type="checkbox"/> 公開	<input checked="" type="checkbox"/> 部分公開
	<input type="checkbox"/> 非公開	

令和2年度 第2回浜松市要保護児童対策地域協議会代表者会議 会議録

- 1 開催日時 令和3年3月9日（火） 午後1時30分から午後3時30分
- 2 開催場所 市役所北館1階 101・102会議室
- 3 出席状況

種別	人数	氏名等	
委員 31 代理1	15	原 道也	静岡県弁護士会浜松支部
		杉山 幸夫	浜松市人権擁護委員連絡協議会
		稲本 裕	浜松市医師会(産婦人科医会)
		野田 昌代	浜松市医師会(小児科医会)
		大嶋 正浩	静岡県精神神経科診療所協会
		田口 宏	浜松市歯科医師会
		野寄 秀明	浜松市薬剤師会
		齋藤 由美	浜松市助産師会
		杉山 晴康	浜松市民生委員児童委員協議会
		中村 勝彦	浜松民間保育園長会
		松本 知子	浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会(障害児入所施設等)
		乙部 邦子	浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会(児童養護施設)
		金子 三記子	浜松市里親会
		村瀬 修	浜松市児童家庭支援センター
		雨宮 寛	浜松市障がい者基幹相談支援センター
	16 代1	鈴木 知子	こども家庭部長(要保護児童対策地域協議会会長)
		野田 志保	こども家庭部次世代育成課(課長)
		井川 宜彦	こども家庭部幼児教育・保育課(担当課長)
		鈴木 勝	こども家庭部児童相談所(所長)
		平野 由利子	健康福祉部健康増進課(課長補佐)
		久保田 尚宏	健康福祉部障害保健福祉課(課長)
		野秋 愛美	学校教育部指導課(課長)
		北村 聡	中区社会福祉課(課長)
		鈴木 誠隆	東区社会福祉課(課長)
		大澤 利通	西区社会福祉課(課長)
		稲葉 友亮	南区社会福祉課(課長)
		藤野 正彦	北区社会福祉課(課長)
		伊藤 弘和	浜北区社会福祉課(課長)
		芦澤 信之	天竜区社会福祉課(課長)
		鈴木 和彦	こども家庭部子育て支援課(課長)
		星野 元信	こども家庭部子育て支援課(配偶者暴力相談支援センター)

- 1 開会
- 2 こども家庭部長挨拶
- 3 構成機関の紹介
- 4 議事

【公開】

≪協議≫

- (1) 浜松市要保護児童対策地域協議会活動状況について
(令和2年4月1日から令和3年1月31日までの活動状況)

≪依頼≫

- (1) 児童虐待に関する相談・通告について

≪報告≫

- (1) 浜松市支援対象児童等見守り強化事業について
- (2) 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第16次報告）
- (3) 各機関からの情報提供

【非公開】

- (4) 浜松市児童虐待死亡事例検証結果について

5 閉会

6 会議録

<p>1 開会 事務局</p>	<p>令和2年度 第2回浜松市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催する。 (資料確認)</p> <p>配布資料は、次第、委員名簿、席次表、事前配布資料(資料1～資料3)、当日配布資料(資料4～6)、参考資料、リーフレット「子どもを虐待から守る手引き」乳幼児版、学齢版各1部、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」(第16次報告)冊子である。浜松市障がい者基幹相談支援センターから、「浜松市における障がい児相談支援機関と役割」を配布する。</p> <p>非公開案件である資料4は、公開会議終了後に配布する。 (会議成立の確認)</p> <p>専門委員18名のうち15名の出席確認。</p> <p>浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱第7条第2項に基づき、委員の過半数が出席のため、会議が成立していることを報告する。</p> <p>それでは、議事に先立ち、浜松市こども家庭部長の鈴木から挨拶を申し上げる。</p>
<p>2 挨拶 こども家庭部長</p>	<p>皆様方には日ごろから本市の児童福祉施策の推進に御理解と御協力をいただき心よりお礼申し上げます。</p> <p>当協議会は、児童福祉法に基づき設置。地域の「要保護児童の適切な保護」と、「要支援児童及び特定妊婦への適切な支援」を図るため、児童福祉に関連する職務に従事されている関係機関により構成される協議会である。</p>

	<p>代表者会議は、支援対象児童等の支援に関するシステム全体の検討や要保護児童対策などについて協議する場である。</p> <p>本市における新型コロナウイルス感染症の感染状況は、市内の事業所で新たなクラスターが発生するなど、新規感染者が発生しており、未だ予断を許せない状況が続いている。</p> <p>新型コロナ（ウイルス）の影響で自粛生活のストレスや経済的困窮への不安等から子どもが虐待を受けるリスクが高まっている。浜松市の現状においては、児童相談所で対応している虐待相談件数は昨年度とほぼ同じ数ではあるが、今後、児童虐待相談件数が増える可能性も考えられる。</p> <p>国は、要対協が中核となり、地域の様々なネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を早期に発見する体制を強化するとともに、定期的に見守りの体制を強化することとする「子どもの見守り強化アクションプラン」を実施している。</p> <p>本市におきましても、国の動向に注視しつつ、本協議会のネットワークを最大限に活かし、何よりも子どもの最善の利益を第一に考慮し、児童虐待防止対策の強化を図るため、様々な地域のネットワークを活用した見守り体制強化に努めたい。</p> <p>本日は、さまざまな立場からご意見をいただきますとともに、今後、より一層の皆様方のご協力・ご支援をいただきますようお願いする。</p>
3 構成機関の紹介	<p>専門委員、実施関係機関について、委員名簿及び席次表で確認する。</p> <p>なお、今年度から参画いただいている浜松市障がい者基幹相談支援センターの雨宮委員から自己紹介していただく。</p>
事務局	<p>本会議は、浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱の第4条及び第7条1項に基づき、会長である鈴木こども家庭部長に議事の進行をお願いする。</p>
4 議事	<p>次第の議事 協議（1）に移る。</p>
協議(1) 会長	<p>(1) 浜松市要保護児童対策地域協議会の活動状況について</p>
事務局	<p>資料1に沿って説明する。</p>
会長	<p>議事4(1)に関し、質問や意見を伺う。</p>
委員	<p>資料3 ページの終結理由が、③心配要素はあるが、他機関での支援とケース管理ができ引継ぎ終えたときの場合について、主たるモニター機関又は支援機関先の中に小学校、中学校がある。小学校、中学校からその後の経過報告は出てきているか。</p>
事務局	<p>終結後に小学校、中学校から各区社会福祉課や児童相談所に報告する仕組みはない。終結後、関わりの中で、新たな心配な要素や気になる点があれば主担当機関である児童相談所や家庭児童相談室に連絡をいただくようになっている。</p>
児童相談所	<p>事務局の意見に加えて、小学校、中学校に在籍のあるケースの終結にあたり、児童相談所あるいは家庭児童相談室から事前に終結をするということを児の在籍機関と調整していることと、今後もリスクが増幅するような状況があれば、相談機関に連絡をいただくような繋ぎをしている。その後の経過として、報告を随時求めるということも行っていない。</p>
委員	<p>要対協終結後、児童虐待が再発する可能性が高いように感じられる。そのため、終結後も定期的に現状の聞き取りや報告する仕組みがあれば安心だという思いがある。</p>

委員	<p>虐待ケースは、一時落ち着いても再発するということが非常に頻繁にある。</p> <p>例えば、現状が少し収まったという終結が、それが終結として良かったかどうかということを検証するためには、終結した後の半年後とかにモニターをしなければ絶対にわからないはずである。モニターのシステムを検討していただきたいと思う。</p> <p>小中学校の実情を見ている状況では、学年が変わると去年何が起きたのかほとんど知らないという先生が多い。担任が変わっても、過去の状況や家庭の様子が引き継げるような仕組みを構築すべきではないかと思うのでよろしくお願ひしたい。</p>
教育委員会 指導課	<p>新しい年度になったときに引継ぎをするということは鉄則である。今後も、適切に引き継ぎするように教育委員会からも促していく。</p>
委員	<p>先ほど個別ケース検討会議の参画状況の内訳が口頭報告されたが、その中で保育園や幼稚園等が参画したのはどれぐらいあるのか。</p>
事務局	<p>令和2年4月1日から令和3年1月末までに、保育園や幼稚園等の職員が個別ケース検討会議に参画した回数は15回である。</p> <p>会議の内訳として、児童相談所が主担当で関わっている会議について7回、家庭児童相談室が主担当で関わっている会議については8回であった。</p>
委員	<p>関わっている園の職員から情報共有できていないという意見もあったため、必要に応じて私達も参画させていただき、意見を言う機会があると有難い。</p>
委員	<p>ケース終結の中で、支援により状況が改善したという報告数がある。私達が一番悩むのは、どんな支援を対象家庭にしていけばいいかということである。支援の状況がどんなことで改善されているのかということを整理していただき事例を教えていただきたい。ケースバイケースだと思うが、関わり方の様子を共有できる場面があると嬉しい。</p>
児童相談所	<p>子どもの虐待のリスク要因としては、保護者側の要因や子ども側の要因など、養育環境によるものが上げられる。事例によって、保護者を精神科医療機関に繋げたり、子どもの側面の方からでも、発達障がいを疑われるような場合については医療機関に繋げたり、生活保護の受給等の経済的支援をサポートしている。事例の多くは、一つの機関だけで完全に支援が成り立つ状況ではないため、各機関の協力をいただきながら支援していくという状況である。</p>
委員	<p>浜松市の現状として、経済的困窮者や多重な要素が絡まっている条件がどのくらいあるか、発達に課題のある子どもがどうなのかという実態が見えると、リスクを意識して関わる事ができる。</p>
委員	<p>要保護児童対策地域協議会設置・運営指針の終結判断②「支援により状況が改善し、継続した支援の必要性がないと判断したとき」の注釈に、「解決の他、軽減、緩和も含む」とあるが、軽減緩和している状況では、支援の必要があるように感じる。ここを細分化した方がいいのではないか。本当に必要性がないケースと軽減してどう緩和するというケースを区分なくひとまとめに扱うことは、実態が見えないというところに通じる。軽減緩和も含んでいるとすると、生活支援という部分や生活をモニターするということでは、主たる機関だけでは機能しにくいのではないか。</p> <p>民生委員児童委員や児童の関連するNPO法人が100近くあると伺っているので、そういうところをいかに活用するかが大切である。子どもの生活の場に入り見守るシステムを検</p>

	討して願いたい。
委員	<p>終結に向けて、小児科から見るとその子どもの年齢層によって関わり方というのは、随分違う。終結をどのように解釈し、どのように対応していくか、あるいはどのように考えているのかを教えていただきたい。</p>
児童相談所	<p>終結の理由あるいは主たる機関については、国に示された内容に沿って記載している。主たる機関は1ヶ所ではなく、複合的に関わっている状況である。</p> <p>子どもの年齢層に応じながら、それぞれの社会資源を利用している。また、多機関が連携を図りながらモニターを行っている。</p> <p>終結のタイミングが非常に難しいことは理解をしているところではあるが、状況がある程度まで改善がされたならば、その時点で一旦終結し、関わっている機関に支援依頼しているのが現状である。</p>
委員	<p>要するに、終結する時にどういう機関が絡んでいるかということだと思う。それを見るのは、個別のケース検討会議にどういう機関が調整されているのかである。つまり、支援の舞台をどう作っていくかということ。個別ケース検討会議の参画メンバーをみると一目瞭然である。どのように個別ケース検討会議が実施されているのかということをも明らかにして、どこが弱いのかということも明らかにしていくことが必要である。</p>
委員	<p>支援の終結とは、その子が自立して一人で生活していける力を得たときである。発達に課題のある子どもや虐待等の要保護児童に対しては継続していかざるを得ない。支援の必要な子どもにどの機関が関わっているかが分かるような状況であれば安心である。</p>
5 依頼	<p>次第の議事 依頼 (1) に移る。</p>
会長	(1) 児童虐待に関する相談・通告について
事務局	リーフレット2部に沿って説明
児童相談所	補足説明
会長	議事 依頼(1)に関し、質問や意見を伺う。
委員	<p>園として、どのタイミングで児童相談所や家庭児童相談室に連絡するべきか迷ってしまう事例も出てきている。事例を含めて、児童虐待の発見から通告までの流れなど示していただくと有難い。</p>
児童相談所	<p>「虐待かも」と疑った場合は、速やかに一報をいただきたい。対応はケースバイケースである。状況に応じて、協力し合いながら、子どもの安全を最優先し、よりよい方法を模索し対応できると良いと感じている。</p>
6 報告	<p>次第の議事 報告 (1) に移る。</p>
会長	(1) 浜松市支援対象児童等見守り強化事業について
事務局	資料2に沿って報告する。また、事例報告する。
会長	村瀬委員に意見を求める。
委員	<p>NPO法人しずおか・子ども家庭プラットフォームが補助事業者として行っている。資料6ページの(1)要対協のケースは私どもの団体が、その他の民間団体が把握しているというのは子ども食堂や学習支援を実施している4団体が参加をしている。資料の通り、</p>

	<p>毎月 100 回を超えて訪問している。</p> <p>子ども食堂や学習支援の場は、子どもが来るものであるため、来所した子どもについては状況把握ができるが、自宅の状況は分からない。この事業は、基本的に訪問し、子どもの状況を確認する事業なので、子どもと家庭の理解が進む効果がある。</p> <p>この事業の最大の効果は、民間団体が把握している支援の必要な子どもたちを行政と民間が繋がりを持つことで、行政も把握できる点である。</p> <p>課題としては、行政と民間団体が相互に活動の理解をし、支援が必要な子どもとその家庭への理解が必要である。</p>
会長	<p>議事 報告(1)に関し、質問や意見を伺う。</p> <p>意見等なし</p>
会長	<p>次第の議事 報告(2)に移る。</p> <p>(2) 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について</p>
事務局	<p>資料3に沿って報告する。</p>
会長	<p>議事 報告(2)に関し、質問や意見を伺う。</p> <p>意見等なし</p>
会長	<p>次第の議事 報告(3)に移る。</p> <p>(3) 各機関からの情報提供</p>
委員	<p>今年度から参加させていただくにあたり、私たちの役割というのは障害福祉の相談支援である。どのような体制で、要対協に関わっているのかというところを紹介させていただきたい。</p> <p>まず、浜松市における障がい児の相談支援機関と役割について、障がい者基幹相談支援センターというのは平成30年に設置されている。今年度は委託の相談について再編があり、現在この資料下方の絵のように、浜松市においては3層の構造になった相談支援体制になっている。国が示している3層構造の体制と浜松市の体制は、現状、同じである。</p> <p>1層目の話だが、いわゆる計画相談と言われている高齢者の部分でいうところのケアマネージャーの役割は、福祉サービスを利用していく場合に福祉サービスの利用計画を立てていくような機関になる。2層目が一般的な相談を受けていくことにあたるが、地域の今年度再編された部分での相談の事業所になる。</p> <p>浜松市では障がい者相談支援事業所連絡会がこれを集約しているが、5センターとプラス1事業所というところで相談員が配置されている。3層目が私達の基幹相談支援センターということになるが、私達は障がいの相談機関の中核機関である。</p> <p>計画の相談の事業所あるいはその委託の相談の事業所の方から相談を受けながら、一緒に連携して支援を行うというような役割と、相談支援体制の仕組み作りを行っている。今年度、2層目について新しく体制が変わったため紹介をする。</p> <p>それまで15事業所あったが、今年度から5つのセンターと発達医療センターのシグナルの1事業所となっている。それぞれのセンターは、相談体制というか相談を受け持つエリアがはっきりしている。</p> <p>それぞれの障がい者相談支援センターは、共同企業体で実施している。今年度からセンターの相談員が区の要対協に参画するようになっている。効果として、個別ケース検討会</p>

	<p>議の中に、障がい者相談支援事業所の参画が増えた。要対協管理ケースのうち、障がいの疑いのある子どもが 40%程度、精神疾患の保護者が 30%程度いる中で、専門的な支援ができるということと、障がいという切り口で生活の場をモニターしながら支援をしていくことが可能である。生活をベースにした支援の組み立てや関係機関と連携を図るための核になれると思う。</p> <p>今回は「障がい」という点だが、いろんなチームを組むときに、どこが中核になってコーディネートしながら支援を続けていけるかなど、伴走しながらやっていくような体制を作らないと、どこかで支援が途切れてしまうということが課題になっている。</p> <p>障がいの部分になるが、その部分で私達の機関を利用していただけると有難い。</p>
会長	<p>議事 報告(3)に関し、質問や意見を伺う。</p> <p>意見等なし</p>
会長	<p>次第の議事 報告(4)に移る。</p> <p>報告(4)は個人情報を取り扱う非公開案件のため傍聴人、報道関係者は退席</p> <p>(4) 浜松市児童虐待死亡事例検証結果について</p>
	非公開
7 閉会 会長	以上で、第2回要保護児童地域協議会代表者会議を閉会とする。